

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略) (介護休業の対象) 第 3 条 (略) (6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第 4 条第 2 項に規定する非常勤職員 (以下「非常勤職員」という。)のうち、<u>介護休業開始予定日から 93 日を経過する日から 6 箇月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合</u> (削除) (削除)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(略) (介護休業の対象) 第 3 条 (略) (6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第 4 条第 2 項に規定する非常勤職員 (以下「非常勤職員」という。)のうち、<u>次の各号のいずれにも該当する場合</u></p> <p><u>ア 引き続き雇用された期間が 1 年以上あること</u> <u>イ 介護休業開始予定日から 93 日を経過する日から 6 箇月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</u></p> <p>(略)</p>	<p>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 58 号、令和 3 年 6 月 9 日公布) の施行に伴い、非常勤職員の介護休業の取得要件のうち「引き続き雇用された期間が 1 年以上あること」という要件を廃止するための改正</p>